日韓国際シンポジウム記録

日韓法律家共同声明1周年記念シンポジウム

日時:2020年12月25日、於衆議院第二議員会館第7会議室(東京)

韓国側参加者:金基洙弁護士、李宇衍博士、柳錫春教授、李柱天教授

日本側参加者:髙池勝彦弁護士、岡島実弁護士、西岡力教授、髙橋史朗教授

会場参加者 : 田中英道東北大学名誉教授、荒木田修弁護士、 勝岡寛次、長谷亮介(歴史認識問題研究会事務局)

主催 (日本) 日本弁護士協会再建準備会・歴史認識問題研究会

(韓国) 反日銅像真実糾明共同対策委員会・自由と統一に向かう弁護士連帯

岡島: 私は本日司会を務めます、弁護士の岡島です。宜しくお願いします。本日のシンポジウムは2019年12月23日に行った、「1965年日韓請求権協定の尊重を求める日韓法律家共同声明」の1周年を記念して行うものです。本来であれば、去年から今年の間に日韓で交流の機会を持ちたいと考えていましたが、コロナウイルスの問題でできませんでした。そのような状況の中で、せめてオンライン会議でシンポジウムを開催したいと提案し、僅か1ヶ月の準備期間で実現できたことを大変嬉しく思います。本日のシンポジウムが、日韓関係の更なる発展に繋がることを期待したいと思います。

金: 昨年の「1965年日韓請求権協定の尊重を求める日韓法律家共同声明」の1周年を記念して、このようなシンポジウムが行えることを非常に嬉しく思います。請求権協定は韓日友好の土台でした。ところが、その請求権協定の効力に対して異議を提起するようなことがたくさん発生していて、大変遺憾に思います。韓日請求権協定は韓日基本条約の付属協定でありますので、請求権協定の効力に対する異議提起は基本条約の土台を揺るがすことになりかねないものです。請求権協定に関する韓日両国の見解の違い、あるいは韓国大法院判決によって韓日の友好と発展の土台が揺り動かされていることに憂慮を禁じ得ません。

大法院判決は歴史の真実に関する研究への誤解から生まれたものです。韓国では最近、学問の自由や歴史的真実の研究に対して制約を与えようとする「歴史歪曲禁止法」などの法律が立法化されており、憂慮しています。私たち韓国側メンバーは学問の自由と歴史的真実の歪曲に対して戦っており、ここにいらっしゃる李宇衍博士と李柱天教授は法廷にも立っており、私はその弁護士を務めています。歴史的真実を見つめる日本の良心的な知識人の皆様と一緒にシンポジウムが行えることを、大変光栄に存じます。本日のシンポジウムを通して韓日の知識人、法曹人、言論人が連帯を強めることを願っております。

高池: 韓国の先生方の努力には敬意を表しております。我々は韓国の大法院の判決は 国際法上違法であると考えておりますので、それに対して敢然と戦っておられる 韓国の先生方に敬意を表して、本日のシンポジウムを進めたいと思います。

岡島: それでは早速に報告に入っていきたいと思います。まず、韓国側から報告をお 願いします。

金: 今韓国では、2018年の大法院判決によって新日鉄住金の在韓財産に対する強制 執行のプロセスが進んでいます。この強制執行について、韓日請求権協定の効力 に反するという見解を持つ学者や法曹人を探すことは難しいです。そして、元慰 安婦が日本政府に対して起こしている訴訟のソウル地裁の判決が、来年1月に下る ことになっています。元慰安婦が勝訴すると思います。これらに続いて、もっと多 くの訴訟が提起されるのではないかと憂慮されています。

昨年の下半期の反日キャンペーンで、韓国側は韓日GSOMIA (軍事情報包括保護協定)破棄をカードに使いましたが、それに対する反対の声は、野党を含め大変弱かったです。その中で私たちは歴史的真実とは別途、韓日請求権協定の効力を尊重し、維持するという日本側の立場を、私は個人的に支持しました。なぜなら、慰安婦問題や「徴用工」問題という過去の心が痛い問題を安易に処理してしまうと、それよりも何百倍も大きな損失が生まれるからです。二つの理由があります。第一は、国際法を尊重しなければならないという理由です。第二は、請求権協定の効力に疑問を呈するならば基本条約の効力にも疑問が生まれ、そうなると韓日関係は1965年以前の関係に戻ってしまうからです。そのため、このような歴史問題を当然の政治的課題として、特定の政治的な利害によって自分たちに都合が良いように解決してしまうと、大きな危険が生まれると思います。韓国政府は私が述べた問題点を認識はしていると思います。

しかし、今の文在寅政権は支持勢力を意識して当面の政局管理のために率直に 自分たちの認識を表すことができず、あるいは日本に対する態度と国内に対する 態度とを分ける二重プレーをしています。そのため、日本政府が原則を守ること が重要であると思います。その原則を守ることを私は個人的に支持します。

韓国では今、慰安婦ではなく、「徴用工」の銅像が韓国全国で不法に設置され続けています。ここにいる李宇衍博士のような知識人の努力によって、韓国の歴史教科書に掲載されていた歴史的事実に反する「徴用工」の写真は削除されましたが、歴史的事実に反する写真をモデルにした銅像が韓国全土に建てられ続けています。銅像設置は政治的な理由から反日感情を拡散する目的があると考えております。韓国の国民に画一的で誤った歴史認識を注入する宣伝・扇動の道具であるため、私たちは銅像撤去運動を展開しています。

2019年7月頃、韓国の大田直轄市に不法に建てられた「徴用工」銅像について、私たちは刑事告訴をしました。ところが検察は起訴猶予処分にしました。このような違憲的な処置に、私たちは怒りを覚えています。いわゆる平和の少女像(慰安婦像)や「徴用工」像は反日を刺激するという意味で、私たちは「反日銅像」と呼んでいます。この「反日銅像」は韓日70年間の平和の基礎であった韓日請求権協定を無力化する道具です。請求権協定の条約である韓日基本条約の第3条には、大韓民国

は韓半島の唯一合法政府であるという規定があります。従って、「反日銅像」を韓国に建てることは、現在の金正恩政権の利益に合致することにもなります。韓国は日本から「韓国政府が朝鮮半島の唯一合法政府である」という認定を受け取りました。韓国では日本がこれからくるであろう南北統一時代にも、韓国が唯一合法政府であるという姿勢を堅持して欲しいと願っています。そのためにも基本条約を固く守ることが大切です。

今まで申し上げたことを総合するならば、韓国で「反日銅像」を建てる者たち、「反日銅像」を崇拝する者たち、反日感情を拡散する者たちがどのような思想を持っているかが推測できるでしょう。以上で私の報告を終わります。

岡島: ありがとうございました。それでは、これから日本側の弁護士の報告を二人ずつ、手短かに行いたいと思います。まず、私から「日本弁護士協会再建準備会の結成と活動について」と題して報告を行います。日韓関係が悪化した要因の一つとして、日本の弁護士による、韓国で原告募集まで行っての訴訟の乱発が挙げられます。そのような行為が、元「慰安婦」らによる虚偽証言を誘発し、韓国における対日感情悪化の一因となったと言えると思います。「徴用工」の訴訟も慰安婦の訴訟も、元は日本の裁判所に提訴されたものです。その意味で、日本の弁護士は日韓関係悪化の要因を作り出した者として、その改善の責任を負っていると言えるでしょう。そのような日本の弁護士の活動は、日本弁護士連合会(日弁連)の対外的な政治的立場と共通性があります。例えば、一連の訴訟に関与した弁護士の多くが、日弁連人権擁護委員長を含む日弁連の委員に就任しており、日弁連として慰安婦や徴用工らの原告側の立場を支持する声明などを出してきています。従って、このような日弁連の政治的偏向を是正することが、弁護士の立場で日韓関係を改善する取組みの一つとなり得ると考えています。

私たちはこのような観点から、日韓法律家共同声明に賛同した弁護士を中心として、今年3月に「日本弁護士協会再建準備会」を結成しました。日本弁護士協会とは、戦前、人権擁護活動を献身的に行い、戦後初期にも韓国人BC級戦犯を含む戦犯の釈放問題などで活躍した弁護士団体ですが、政治的な理由から日弁連の圧力により1954年に活動停止に追い込まれた団体です。私たちはこの団体を再建する取り組みを行っています。結成後、周知のとおりのウイルス問題で十分な活動が行えない状態でしたが、10月には日本学術会議の政治的偏向を是正する日本政府の措置を支持する声明を出しました。日弁連と日本全国の地方弁護士会の多くは政府の措置を批判する声明を出しており、弁護士団体で政府の措置を支持する声明を出したものは我々のみです。

それでは引き続いて、高池弁護士から植村隆対櫻井よしこ訴訟について報告して頂きます。

高池: 私の報告は植村隆元朝日新聞記者が、ジャーナリストの櫻井よしこ氏に対して 名誉毀損を理由として損害賠償などを求めて起こした民事訴訟です。1991年8月 11日の朝日新聞に植村氏は、金学順氏について、「女子挺身隊の名で戦場に連行さ れ」たという記事を書きました。櫻井氏はこれを、意図的に虚偽の事実を伝えた、 即ち捏造だと批判しました。植村氏は、自分を「捏造記者」と呼ぶことは、自分に 対する名誉毀損であるとして、2015年2月10日、札幌地裁に訴状を提出しました。 2018年11月2日、請求棄却の判決が出され、その後、札幌高裁に控訴し、2020年 2月6日、札幌高裁の控訴棄却の判決が出されました。さらに、11月18日、上告が 棄却されました。植村氏が捏造記事を書いたと櫻井氏が信ずるについて相当の理 由がある、と判断されたのです。

植村氏は、現在通訳をされております、韓国問題の専門家の西岡力教授に対しても同様の理由で、2015年1月9日、東京地裁に訴訟を提起しています。判決は、2019年6月26日、東京高裁の判決は、2020年3月3日で、いずれも西岡氏が全面勝訴しております。注目すべきは、東京地裁と高裁が、植村氏が捏造記事を書いたとの点は真実であると判断したことです。最高裁の決定はまだありませんが、いずれ櫻井事件と同様の結果となると考えられます。

この二つの事件は、我が国における名誉毀損と表現の自由の対立に関する問題です。表現の自由は、精神的自由権の一種であり、個人の人格の形成発展のために必要でありますが、また、民主主義の維持発展のために必要な権利でもあります。我が国の裁判所は、表現の自由を保護し、民主主義を擁護したのです。

岡島: それでは、次は韓国側の研究者から報告をお願いします。

李宇: 李宇衍です。私は事務的な、目の前の問題について本日提案したいと思います。 来年になると新日本製鉄の財産が売却されるでしょう。そして慰安婦と戦時労働者に関する裁判が続くでしょう。このような問題について、ここにいる韓国と日本の韓日友好と歴史的真実を考える知識人が、共同で対処することが望まれます。 ここで私は「私たち」という言葉を使用しました。「私たち」に属する人たちは、韓国と日本の歴史的真実を守ろうとし、それを基礎として韓日友好と発展を図ろうと考える人たちのことです。本日お集まりいただいた皆様が、そのようなグループの中心的役割を果たせるであろうと信じています。声明書を発表したり、署名運動を行うこともできます。例えば、日本製鉄財産売却に反対する署名運動を起こすことが可能です。そのような韓国と日本が一緒に行うグループをつくることは、今までは難しかったです。しかし、今はつくることができるようになりました。韓国で「土着倭寇」が多いからです。

『反日種族主義』という本の出版によって、韓国の中に「土着倭寇」が多いことが証明されました。彼らが私たちのグループに参加することができるのです。個人も参加できますし、団体も参加できると思います。韓国の運動を日本が支援することもできます。私たちは堂々とその支援を受け、日本の戦時労働者や慰安婦問題の立場を広く広めるでしょう。もちろん歴史的真実を基準といたします。そのために私たちは韓国で一つの集まりをつくり、また日本では日本の集まりをつくり、その集まりを同じ名前にして両国の協議体をつくるのです。以上のような私の提案を真剣に検討して下されば幸いです。

岡島: ありがとうございました。大変重要な提案を頂きました。これはさらに議論を交わしたいと思いますが、報告を進めたいと思います。次に日本側の研究者として、 西岡力先生、お願い致します。

西岡: 「日韓歴史認識問題の起源と最近の変化」と題して報告いたします。国や民族が

異なれば歴史認識は異なるのが当然です。近代国家は戦争や植民地支配などについての異なる歴史認識を条約と協定で外交的に処理し、それを行った後は外交には歴史認識を持ち込まないことが原則でした。日韓両国も1965年の条約と協定で両国の異なる歴史認識を未来志向的に賢く解決し、その後、歴史問題は外交に持ち込まれませんでした。

ところが1982年の教科書問題ではじまった歴史認識を巡る外交摩擦は、90年代初めの慰安婦問題で本格化し、現在まで日韓関係を悪化させ続けてきました。それには四つの要素があります。①日本の反日マスコミ、学者、弁護士、運動家らがウソの反日キャンペーンをはじめる、②韓国(中国)政府が歴史問題を外交に持ち込み日本を糾弾する。③日本政府が歴史的事実に踏み込んだ反論をせず、先に謝罪して人道的立場から韓国、中国の要求の一部を受け入れる。④日韓中の反日勢力が国際社会に問題を拡散する。

朴正熙政権は歴史問題で反日は行いませんでした。同政権の反日は、文世光事件に代表されるような日本の容共(共産党を容認する姿勢)、親北を問題とする反日でした。全斗煥、盧泰愚政権は日本から経済協力や技術移転を促進する手段として反日を使いました。全斗煥政権下の韓国で学生運動、労働運動が起こる中で、反日を媒介にした反韓史観が拡散したのです。韓国は建国以来、親日派を処断せずむしろ親日派が親米、反共、経済開発勢力に化けて支配を続けている汚れた国だという歴史観です。この歴史観が90年代以降、政治家、学者、教育者、言論人、法律家などに急速に拡散しました。

日本では90年代慰安婦問題に代表されるウソの反日キャンペーンに対して、一部の学者、言論人、政治家が国と先祖の名誉を守るための活動を開始しました。日本国内で反日勢力との間で激しい論争が30年近く続き、真実を主張する側が次第に力を得て、2014年には朝日新聞が慰安婦問題で謝罪するまでに至りました。一方、日本の反日弁護士らは挺対協らといっしょになって国連や米国、ヨーロッパなどを舞台に反日キャンペーンを続けています。安倍政権と朴槿恵政権は2015年12月に慰安婦合意を結び、歴史問題をこれ以上外交に持ち込まないことを約束しました。2016年1月、安倍首相は国会で「海外の言論を含め、正しくない事実による誹謗中傷があるのは事実だ。性奴隷あるいは二十万人といった事実はない。これまでに政府が発見した資料の中には軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった。政府として事実ではないということはしっかりと示していきたい」と答弁し、2019年4月に外務省ホームページで、慰安婦について性奴隷、20万人、強制連行は事実ではないという日本政府の立場を日本語と英語で明記しました。2020年11月には韓国語訳も掲載し、韓国に対して慰安婦問題で事実関係に踏み込んだ反論を行いはじめました。

四要素のうち、①に関しては、日本国内の論争で反日勢力のウソが暴かれました。②は韓国政府の反日外交に韓国内で反対する勢力が出現し、③は慰安婦と戦時労働問題では日本政府は安易な妥協はしなくなり、④は国際社会でも日本政府と民間が積極的に反論を展開し、韓国の一部学者がそれを支援しています。ウソに基づく反日に対抗する動きが、かつてないくらい強まってきています。

岡島: ありがとうございます。引き続いて韓国側からもう1名、研究者の報告をお願い 致します。

李柱: お会いできて嬉しいです。李柱天です。私が西岡教授とこのように話せるようになったのは、韓日関係がより悪くなった証拠かもしれません。簡単に歴史的な観点からお話するならば、韓国と日本は東北アジアの中で北朝鮮の核と長距離ミサイル、そして中国共産党と共同で対処しなければならない立場にあります。明らかなことは、1965年の日韓国交正常化の前と後は全く違うということです。65年以降の韓国と日本は、東アジアの繁栄と平和に大きく寄与してきました。文在寅政府になって、韓日間で様々な懸案が浮上しました。韓日関係が悪化するということは、北朝鮮の工作そして金日成の「冠の紐」戦略と関係があると思います。

冠にある紐の一つが韓米関係、もう一つが韓日関係で、その2つを切れば韓国という冠は飛んでいく、というのが金日成の戦略です。北朝鮮の政治工作では、韓米関係は強固なので、韓日関係を切ろうと工作しています。韓日関係悪化を憂慮する両国の知識人は、このような北朝鮮の工作を両国民に知らせていかねばなりません。韓日両国は今後の東アジアの繁栄と平和を発展させていくという重大な責務を負っています。そのことを私は申し上げたいと思います。第一に、1965年の韓日基本条約の精神に帰らなければなりません。第二に、朴槿恵・安倍晋三の合意の精神に戻れば、問題は自然に解けていきます。2002年の韓日ワールドカップの精神に戻りましょう。また、日韓両国は学術と文化の交流を活発化して、中国の脅威に共同対処する体制をつくっていかなければなりません。ありがとうございました。

岡島: それでは続けてお願い致します。

柳: 皆さん、今日は。柳錫春です。本日は、韓日関係を悪化させている慰安婦問題に関係して、私自身が経験していることについてご報告します。大韓民国の公権力である検事から、私は大学の講義室で行った講義の内容を理由に起訴されました。事件を知らない人たちは、柳錫春教授はどのような発言をしたから問題になったのか、疑問に思うかもしれません。私が経験したことをそのまま報告して、韓日関係そして慰安婦問題を巡って韓国の状況がいかに深刻であるかを、あるがままにお伝えしたいと思います。

2020年11月3日、私はソウル西部地方検察庁から送られた「被疑事件処分結果通知書」を受領しました。処分の日付が2020年10月29日の通知書で、内容は、私に対する名誉棄損の件に関してで、検察側はこの件を在宅起訴にしたとの知らせでした。つまり、検察側は私に名誉棄損罪の疑いがあると判断し、起訴したため、まもなく裁判が開かれるとの通知でした。いうまでもなく、2019年9月19日、延世大学での「発展社会学」講義中に私と学生の間の討論中の、私の発言を問題としたものです。

受講を受けた学生の中の誰かによって、不正な方法で録音された私の発言は、 後に録音記録にまとめられ、マスコミに無差別に拡散されました。講義の全体的 な流れは完全に無視されたまま、私の発言の中の極めて刺激的な部分だけが切り 取られ、大々的に報道されました。その直後、市民団体である「庶民民生対策委員 会」は、2019年9月23日に私を名誉棄損などの疑いで刑事告発しました。また韓国挺身隊問題対策委員会(以下、挺対協)も、2019年10月1日に私を名誉棄損の疑いなどで刑事告訴しました。私に通知された、検察の在宅起訴の処分は、この告発・告訴に対する警察及び検察の捜査の結果です。

手続きとしてはもっともらしく見えます。しかし、この事件の本質は別にあります。「慰安婦」に対する新しい解釈と討論に猿ぐつわをかけて学問の自由を抑圧するため、「無理にでっち上げた」事件だからです。私を告発、告訴した団体は、この機会を利用して「慰安婦」という歴史上の現象に対する自分たちの評価と判断を聖域化し、それに食い違った考えが社会に拡散しないように、今回の機会を積極的に活用しています。特に不法に録音された講義ファイルを確保した挺対協は、慰安婦について自分たちと同じ判断をしているメディアの支援を受け、私の発言を再構成することで事件を拡大しています。

当時、定年を控えていた教授の真剣な講義をスケープゴートにした挺対協は、韓国国民に慰安婦については「絶対に他の考えをするな」という思想的統制のシグナルを送っています。挺対協は自分たちの判断を、誰も挑戦できない既成事実としようとしています。特に、検察がこの問題で私を起訴した事実は、このような挺対協の思想統制の試みに国家権力が手を差し伸べた姿です。ついには、挺対協代表の尹美香は、与党の比例代表として国会にまで進出しました。権力を背負って、学者の口に猿ぐつわをかけようとする挺対協の醜い姿に吐き気がします。

検察が講義中にあった私の発言を問題化し、起訴した要旨は次の通りです。①「日本軍慰安婦のおばあさんたちが売春に従事するため自発的に慰安婦になった」という趣旨で虚偽事実を発言。②「挺対協が日本軍に強制動員されたと証言するように慰安婦のおばあさんたちを教育した」という趣旨で虚偽事実を発言。③「挺対協の役員たちは統合進歩党の幹部であり、挺対協は北朝鮮と連携していて、北朝鮮に追従している」という趣旨の虚偽事実を発言。このような三つの虚偽の発言をしたとして、検察は柳錫春が慰安婦と挺対協の名誉を毀損したと判断し、私を起訴しました。しかし、私は講義中に行った発言が虚偽事実だとは全く思いません。ひいては名誉毀損とも全く思いません。その理由は次の通りです。検察側が指摘したそれぞれの要旨に対応して説明します。

①の「自発的に慰安婦になった」は虚偽発言か否か、に関してです。録音記録に記録されているように、講義中、私は慰安婦たちが「自意半、他意半」で売春行為に入るようになったと言いました。「自意半、他意半」という用語は、貧困という構造的条件に特定の個人が反応して慰安婦になるという状況を説明しようとして、選択した用語です。貧困から抜け出すためにお金を稼がなくてはいけないと考える過程に、民間の就職詐欺師が介入した状況について、私は「自意半、他意半」という表現をしました。従って、この発言は虚偽の発言ではなく、真実に基づいた発言でした。売春に従事することになる慰安婦の選択が、100%自発的だという趣旨の言葉を、私は決して話しませんでした。一方、「自意半、他意半」という問題は、今日の売春にも同じように現れている問題です。なぜなら、起訴状で指摘したように、今の淪落女性たちも過去の慰安婦のように、「経済的見返りを得るために自

発的に選択した職業としての売春に従事した」と見ることができないためです。別の言い方をすれば、淪落女性たちであっても100%自発的に売春を選択したのではなくて、環境・条件に反応して「自意半、他意半」でそのような選択をしたということだからです。もし「自意半、他意半」という発言が虚偽発言であるなら、売春に関する学術的研究成果を根こそぎ否定する結果をもたらすだけであります。ですから、この発言は過去に存在した、そして今日にも存在する売春の属性を比較研究する必要があることを強調した、講義室での学術的な発言に過ぎません。

②の「慰安婦のお婆さんを教育した」に関しては、挺対協はこれまで30年間、毎 週水曜日に開催するいわゆる「水曜集会」を通して、慰安婦のおばあさんたちを持 続的、そして周期的に集会に参加させ、挺対協の立場とスローガンを繰り返して 聞かせ、叫ぶようにしてきました。一部の慰安婦のおばあさんたちは「ナヌムの家」 と言われる施設で一緒に暮らしながら、挺対協の活動を積極的に支えました。こ の過程で挺対協は慰安婦たちに、「自意半、他意半」で慰安婦生活に入ったという 事実から目をそらさせ、「強制動員」されたものと考えさせる効果を得ました。こ れについて一部では、慰安婦たちが被害者から人権運動家に生まれ変わったとい う言い方までしています。しかし、この言葉の意味を解釈するなら、慰安婦たちの 証言が「自意半、他意半」から「強制動員」に変えられたという話でしかありません。 この事実は、挺対協が1990年代から2000年代初めまでにシリーズで出版した『強 制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』(1~5巻)に登場する慰安婦たちの初期の証言 と、慰安婦たちの最近の証言や挺対協代表だった尹美香が2016年に出版した『25 年間の水曜日』に登場する記録を比較、検討すると明確に現れます。初期の出版 物はすべて、それぞれの慰安婦たちが「自意半、他意半」で慰安婦生活に入って行 く過程を、赤裸々に確認してくれています。 しかし、 最近の慰安婦たちの証言は「強 制動員」の方向に話が変わりました。また、この変化は尹美香の2016年の本に登 場する慰安婦たちに関する「強制動員」の記述と一致します。このような変化の過 程について、私は「教育」という表現をしたのです。最近の韓国では「食卓教育(家 族で定期的に食卓を囲むこと) という言葉がありますが、これも教育です。30年 にわたって毎週繰り返される学習が教育でなければ、果たして何が教育でしょうか。

③の「挺対協の役員が統合進歩党幹部」という発言が虚偽ではないことを説明します。私は挺対協の「役員」が統進党幹部だと発言したのではなく、挺対協の「幹部」と統進党幹部が重なっている(同一人物である)という趣旨の発言をしました。これは方ヨンスン、崔ジンミ、孫ミヒなどのような人物の存在で裏付けられる事実です。インターネットメディア「メディアウォッチ」の、2019年10月11日の「『挺対協の幹部には統進党幹部はいない』という尹美香の発言、虚偽釈明と明らかになる」という記事が、この事実を明確に整理しています。この記事は次のように書いています。もし、この記事が虚偽なら、なぜ挺対協はメディアウォッチを告訴しないのでしょうか。「本紙の取材結果、現正義記憶連帯の方ヨンスン理事と崔ジンミ理事、そして旧挺対協の孫ミヒ元対外協力委員長が、まさに統合進歩党で主要な活動をしてきた人物だったことが明らかになった。方ヨンスン理事は、代表的な統進党幹部の中の一人だ。彼は極左市民団体の『全北キョレハナ』共同代表を務め、

統進党全羅北道党委員長はもちろん、統進党の第19代総選挙全州徳津の国会議員候補まで務めた。崔ジンミ理事も同様だ。崔理事は同じく極左市民団体の『全国女性連帯』の執行委員長を務め、2012年に統進党の第19代総選挙共同選挙対策委員会に参加したことが確認された。崔理事は統進党の後身である民衆連合党の金ソンドン大統領選候補の共同選挙対策委員長を務めた事実もある。孫ミヒ元対外協力委員長は『全国女性連帯』共同代表として、統進党の第19代総選挙共同選挙対策委員会の委員長を務めた。孫前対外協力委員長は、統進党の後身である民衆連合党(当時仮称、新民衆政党)創党発起人を務めた事実も今回確認された」。

結論的に、私の立場は次の通りです。私は講義室で慰安婦や挺対協に対して、虚偽事実を話したことはありません。さらに、虚偽事実に基づいて慰安婦や挺対協の名誉を毀損したこともありません。私がしたことは、講義室で学生たちと歴史的な事実、より具体的には慰安婦問題、そして慰安婦と関連した活動をする挺対協に関する様々な争点について、事実を基礎にした学術的討論をして、私の意見を表明しただけです。状況がこのようであるにもかかわらず、検察は学問の自由を保護するどころか逆に、学者の口に猿ぐつわをはめ、李栄薫元ソウル大学教授が書いた『反日種族主義』などのような新しい研究結果に基づいて、学生と共に行った学術的討論を不法だと決めつけ、刑事処罰までするという意志を明らかにしています。民主社会ではありえないことです。私は学問の自由を守り、学者の良心を守るために、法廷闘争を含むあらゆる方法を動員して、不義な権力に立ち向かい戦います。

今、権力を握っている与党が野党の時代、または在野にいるときは、ソウルの 光化門広場で「金日成万歳」を叫ぶことができてはじめて「真の民主主義」だ、と まで言っていました。しかし、今は5・18 (1980年光州事件)、4・3 (1948年済州 島事件)、親日清算などのような歴史的な争点とともに慰安婦問題でも、権力の支 援を受ける特定団体の見解と異なる見解を表明すると刑事処罰ができるようにす る、いわゆる「歴史歪曲処罰法」の立法化が進められています。民主主義を僭称し た権力が憚ることなく独裁を繰り広げ、学問と思想の自由を踏みにじっているのが 今日の大韓民国の現実です。不義な権力に対抗する国内外の心ある市民はもちる ん、この問題に専門性を有する皆様に支持と協力を訴えます。支援して下さい。 柳錫春の側に立って下さい。学問の自由を保護して下さい。大韓民国は自由民主 主義国家です。最後まで闘争して勝利いたします。ありがとうございました。

岡島: ありがとうございました。李宇衍博士から韓日友好と歴史的真実を守る団体(韓日友好・真実守護韓日/日韓協議会)を組織しようというご提案がありました。非常に前向きで重要な提案であると思いますが、最後にこのことを少し議論して、今後の話を進めたいと思います。まず、李宇衍博士にお聞きしたのですが、この協議会をつくるうえでどのようなプロセスで進めていくかを、何かお考えがあればお聞かせ下さい。

李宇: 2021年1月8日と13日に、元慰安婦が日本政府に損害賠償を求めている民事訴訟の判決が下ります。裁判の判決結果は金弁護士の予測通り(元慰安婦の勝訴)になると思います。ですので、それについて今から判決に対する反論の声明を準備

しておくべきではないかと思います。日本側は日本で、韓国側は韓国でするか、あるいは共同声明にするか何かの対応をしておく。そのような小さなことを一つ一つやっていく中で、2021年のある段階で委員会をつくり、協議会を組織できるのではないか、と私は考えています。逆に、ここにいらっしゃる先生方の中で良い案があれば、私にも教えて頂きたいと思います。

岡島: ありがとうございました。それでは最後に、「日韓法律家共同声明1周年記念シンポジウム声明」を読み上げたいと思います。(※声明文は次項目に別途記載) 内容に問題がなければ、参加者全員の拍手で採択したいと思います。(全員の拍手により、採択)

> 本日は内容の濃いお話ができたと思います。改めて御礼を申し上げます。 (会場:拍手)

質疑応答

質問: 本日はありがとうございました。特に柳錫春先生のお話を伺いながら、自分たちにどのような支援ができるかを考えながら拝聴しておりました。一つ質問があるのですが、「朝鮮人慰安婦虐殺映像」に関して分析された映像を拝見いたしましたが、私の記憶では元々この問題を提起したソウル大学の先生は、国連の女子差別撤廃委員会の委員ではなかったかと思います。この問題は国際舞台にどのように提起するかも大切な視点ではないかと考えておりまして、国連では今までも慰安婦問題は女子差別撤廃委員会や様々な委員会で議論されてきました。皆様が分析された映像について、当事者たちはどのような反応を示したのかを是非お伺いしたいと思います。また、ユネスコの「世界の記憶」に韓国側が提供している資料は、英語でしか私は見ておりませんが、多くの元慰安婦の証言が含まれています。そのような資料を皆様が精査された、ということはありますでしょうか。

李宇: 私たちの製作した映像をご覧いただけたとのことでしたが、つくった甲斐がありました。韓国では慰安婦問題に関心を持っている研究者は多いですが、私の考えでは真摯に研究をしている人はそれほど多くありません。特に「慰安婦性奴隷説」を主張する学者たちが当てはまります。そのために私たちが慰安婦の虐殺について主張をしたのですが、今のところ反論はありません。慰安婦問題に関する国民的感情は強いのですが、研究は深くありません。

2番目の質問についてお答えいたします。韓国には「メディアウォッチ」という小さなメディアがあります。西岡先生や私の文章もたくさん紹介しています。そこで重要な元慰安婦の発言を検証しました。その結果、大部分の慰安婦は就業詐欺や人身売買の末に慰安婦になったということが分かりました。ところが、海外や国内でインタビューを受ける過程で、その内容が変わっていきます。強制連行された、という話に変化していくのです。その過程を「メディアウォッチ」が具体的に追跡しました。

最初と2番目の質問で共通することがあります。慰安婦問題で反日主義者の論

理を打ち破ることは簡単です。研究が深くないからです。しかし、国民的感情や 常識を打ち破ることは難しいです。韓国では研究者が研究者だけを相手にする訳 にはいきません。国内に直接知らせる仕事もしなければなりません。今後、その 様なことを体系的にできればと思います。

質問: 金基洙先生の最初の挨拶にありましたが、「歴史歪曲禁止法」を憂慮していると仰いました。柳錫春先生の報告でも同法に触れられていました。このことに関して質問をしたいです。立法化が進められているとのことですが、例えば先生方のような意見や歴史認識を持っている人たちを弾圧するために、文在寅政権はターゲットを明確化しようとしているのか。あるいは法の中身や制定後にどのような影響を及ぼすのかを、お聞きしたいと思います。

金 : 私が「歴史歪曲禁止法」についてお話いたします。1週間ほど前だったと思いますが、「5・18 (1980年光州事件) 歴史歪曲禁止法」が国会を通過しました。ところが、政府の機関である「5・18真相究明委員会」は今も活動中です。従って、真相が完全に明らかになったとは言えないのです。国会で成立したのは「5・18歴史歪曲禁止法」のみですが、現在色々と論議されているのが建国前後の4・3 (1948年済州島事件) の歴史歪曲禁止法ですが、様々な歪曲禁止法が議論されています。慰安婦問題や戦時労働者問題の法律は未だありませんが、ここにいる柳錫春先生や李宇衍博士は刑事告訴や民事訴訟を受けており、法廷に立たされています。我々の反日闘争真相究明委員会の活動が無かったら、慰安婦や戦時労働者の法律が既に通過していたのではないかと思います。歴史歪曲禁止法は国民の言論の自由を抑圧する危険な法律であって、私は世界的にこのような法律が立法化された例があることを聞いていません。歴史歪曲禁止法が一つ通過したということは、大韓民国が全体主義に向かっている兆候だと思います。

質問: 柳錫春先生の今後の法廷でのスケジュールはどうなっていますか。

柳 : 私はまだ一度も法廷に立っておりません。最初の裁判が2021年1月15日です。 その後どうなるのか、1審で終わるのか2審まで継続するか分かりませんが、私は 負けないで最後まで戦うつもりです。私の考えでは、文在寅大統領の任期が終わっ た後も裁判は続くのではないかと考えています。そうなれば、裁判所も文大統領 支持の雰囲気がなくなるのではないかと期待しています。次期大統領は文大統領 を支持しない人間が有力になると私は思っています。本日、尹錫悦検事総長の懲 戒処分の効力を停止する裁判所の仮処分が決定しました。その結果、文大統領の 権力が弱体化し、緩んでくるのではないかと考えています。そのような雰囲気の 中で、私の裁判も進んでいくのではないかと予測しています。

質問: お話ありがとうございました。柳錫春先生の話を聞いて、ひどい事件だと思いました。日本からも何か支援できるでしょうか。どのような方法が有効でしょうか。

柳 : 私の考えでは、本日のような会議をもっと活発に行い、相互に交流し、状況や 意見を交換して欲しいと思います。あるいはYouTubeなどの放送で韓国でつくっ た映像に日本語の字幕を付けたり、日本でつくった映像に韓国語の字幕を付けたりして活動し、専門家だけでなく両国の一般国民の意識を変えていく必要があると思います。その中でたとえば、募金活動をしてそれを基金とし、西岡先生などの良著がたくさんあるので、翻訳には固定費用もかかりますから日本の本を韓国語に翻訳する、また、韓国の本を日本語に翻訳する基金にできるのではないかと考えています。

質問: 『反日種族主義』がベストセラーとなったことで、特に若い人たちは今までの慰安婦問題や戦時労働者問題の「常識」が覆ったかと思います。『反日種族主義』発行後に、もっと詳しく教えて欲しいなどといった要望の声などは韓国で出ているでしょうか。

李宇: たくさんあります。本やYouTubeで放送しますと、もっと知りたいという反応は 韓国からたくさん出てきます。